

議案第95号

福岡市営住宅条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成27年2月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、子育て世帯の市営住宅への入居の機会を増加することにより、子育て世帯を支援するとともに、コミュニティの維持及び活性化に寄与するため、期限付き入居の制度について定める必要があるによる。

福岡市営住宅条例の一部を改正する条例

福岡市営住宅条例（平成9年福岡市条例第40号）の一部を次のように改正する。

目次中「第15条」を「第15条の2」に改める。

第2章第1節中第15条の次に次の1条を加える。

（期限付き入居）

第15条の2 市長は、次の各号のいずれにも該当する場合は、公営住宅でその存する地域の状況その他の実情に照らして子育て世帯を支援するために適当と認めるものへの入居を5年を超えない範囲内において規則で定める期間（以下この条において「入居許可期間」という。）に限り、許可することができる。

(1) 第4条第1項に規定する入居者資格を満たす世帯で、入居の申込みをした日において、現に同居し、又は同居しようとする子（満15歳に達した日の属する学年（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部の学年をいう。以下同じ。）が終了するまでにあるものに限る。次号において同じ。）がいること。

(2) 入居の申込みをした者及びその子が同居すること。

2 前項の規定による許可（以下この条において「期限付き入居許可」という。）は、入居許可期間の満了によってその効力を失う。

- 3 市長は、期限付き入居許可をしようとする場合は、入居予定者に対し、第9条第2項に規定する通知を行う前に、前項に規定する事項について、書面を交付することにより説明を行うものとする。
- 4 前項の説明を受けた入居予定者は、当該説明を受けたことを証する旨及び入居許可期間が満了する日までに当該公営住宅を明け渡すことを誓約する旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。
- 5 市長は、入居許可期間の満了する日の1年前から6月前までの間に入居者に対し、第2項に規定する事項について、書面を交付することにより通知を行うものとする。
- 6 期限付き入居許可を受けた者は、その入居許可期間が満了する日までに当該公営住宅を明け渡さなければならない。
- 7 市長は、入居許可期間が満了する日において入居者が次に掲げる条件を具備すると認める場合又は特にやむを得ない事情として規則で定めるものがあると認める場合は、当該入居者の申込みにより、改めて期限付き入居許可をすることができる。この場合における期間は、入居許可期間又は第14条の承認を受けて現に同居している子のうち最年少の者が満15歳に達した日の属する学年が終了するまでの期間（特にやむを得ない事情として規則で定めるものがあると認める場合にあつては、当該事情が解消するまでの期間）のうちいずれか短い期間とする。
 - (1) 満15歳に達した日の属する学年が終了するまでにある子と第14条の承認を受けて同居していること。
 - (2) 第29条第1項若しくは第2項又は第40条第1項第1号から第8号までの規定に該当しないこと。
- 8 期限付き入居許可をした場合においては、第8条第7号及び第8号の規定は、適用しない。
- 9 市長は、第6項の規定に違反した者に対し、公営住宅の明渡し請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居許可期間が満了した日の翌日から当該公営住宅の明渡しを行う日までの期間について、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。